

令和3年度敬老祝金について

肝付町では高齢者の方の長寿をお祝いするとともに敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的として敬老祝金の支給を行っています。今年度の支給は下記の表の方が対象です。支給は、現金振り込みとなりますので、送られてくる案内をご確認の上、口座登録申請書の提出をお願いします。

令和3年度敬老祝金対象者…基準日(令和3年9月1日)において本町に住民記録のある下記の年齢(誕生日)に達する方

満年齢	対象生年月日	支給額
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日に生まれた方	3,000円
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた方	10,000円
85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日に生まれた方	15,000円
90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日に生まれた方	20,000円
95歳	昭和元年4月2日～昭和2年4月1日に生まれた方	25,000円
100歳以上	大正11年4月1日以前に生まれた方	50,000円

※前年度までの税金・介護保険料・水道料・住宅料および後期高齢医療保険料のいずれかに滞納がある場合は支給を保留させていただきます。

お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 ☎ 0994(65)8413

子育て制度紹介

肝付町における子育てに関する制度をご紹介します。

●児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母、もしくは親に代わって児童を養育している方に支給される手当です。児童が育成される家庭の生活安定や自立促進などを目的としています。

●特別児童扶養手当

心身または精神に一定の障害がある20歳未満の児童を監護している父(母)または養育者に支給される手当で、児童の福祉向上に資することを目的としています。

●ひとり親家庭等の医療費助成制度

ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の保険診療分にかかる医療費(入院・通院・保険調剤)を助成する制度です。

～現在受給中の方へお願い～

児童扶養手当の受給資格者は、8月中旬に現況届の提出が必要です。提出がない場合は、11月分以降の手当が差し止められます。期間中に必ず届出をしてください。

【お問い合わせ先】

肝付町役場 福祉課 ☎ 0994(65)8413

「インターネットトラブル」 にご注意下さい!!

■インターネットトラブルとは

パソコンやスマートフォン、タブレット、通信機能のあるゲーム機などの利用で発生するトラブルです。新型コロナウイルス感染症対策に伴い加速するデジタル化社会にあって、有料のオンラインゲームや、出会い系サイトや、ネット通販など、子どもや若者が陥りやすいインターネットトラブルが増加しています。

また、SNS上の広告や、SNSで知り合った相手がきっかけとなってトラブルになるケースも増えています。



■トラブルに合わないために

- フィルタリングや課金額制限機能など子供の成長に合わせた設定にしましょう。
- 通販の最終申込画面における数量、金額、返品特約などの契約内容を確認しましょう。
- クレジットカードの保管場所やパスワードの管理に注意しましょう。



■クーリング・オフの方法や困ったな、おかしい など思った時はお早めにご相談ください。

消費生活相談窓口(内之浦総合支所産業創出課内) ☎ 0994(67)2116
消費者ホットライン ☎ 188
(土・日・祝日は県・又は国の相談センターにつながります)